

日調連発第200号
令和4年10月20日

各土地家屋調査士会担当役員 殿

日本土地家屋調査士会連合会業務部長



「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」の取扱いについて（お知らせ）

標記マニュアル及びQ&Aについては、本年5月31日付け日調連発第67号をもって通知しておりますが、この度、同マニュアルの取扱いについて、法務省民事局民事第二課から各法務局及び地方法務局に下記のとおり連絡された旨、情報提供を受けましたので、参考としてお知らせします。

記

【質問1】

通知と同時に送付された、「ネットワーク型RTK法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアルの取扱いに関するQ&A」のQ8に、「整合性の確保のための点検観測を行う電子基準点に準拠した基本三角点等が存しない地域は本マニュアルの適用除外となるのか。」という質問に対し、次のような回答がされています。

「A 点検に使用する基本三角点等は、これまでの調査の結果、5キロメートル以内であれば精度が保たれることが分かっている。この範囲内に存在しない場合は、点検ができないこととなり、本マニュアルは使用できることとなる。」

例えば、測量した土地家屋調査士が、登記多角点から5.1キロメートル離れた位置にある電子基準点に準拠した基本三角点を用いて点検観測をした場合、却下されることになるのでしょうか。

【回答1】

QA問8は、通知を発出する際に局から「点検測量を行う電子基準点に準拠した基本三角点

は、どんなに遠いところにあってもいいのか。ある程度の制限を設ける必要があるのではないか。」という意見が寄せられ、それに回答したものです。

例えば、A 土地家屋調査士事務所の近隣に電子基準点に準拠した基本三角点（以下「B 基準点」という。）があり、A 土地家屋調査士は、どこの現場を測量するときにも、事務所から近くで楽なので、B 基準点を用いて点検測量を行った場合、これでは登記多角点から相当距離が離れている事例が続出することになります。

点検観測は、後日、登記多角点の亡失に備えるという意味を持っていますので、極端に遠距離にある基本三角点を使用することについては消極です。また、国土地理院の研究によると、おおむね 5 キロメートル以内との報告があるため、このような回答となっておりますが、5 キロメートルをきっちり守らなければならないということではなく、例えば 6 キロメートルでも点検観測の結果に不都合がなければ、受理して差し支えないと考えています。

【質問 2】

点検観測を行う際には、電子基準点に準拠した基本三角点等とされていますが、電子基準点に準拠していない基本三角点（例えば昭和の時代に設置されたもの）を使用した場合でも、制限値内に収まっていれば問題ないのでしょうか。

【回答 2】

「ネットワーク型 RTK 法による単点観測法に基づき行う登記多角点測量マニュアル」は、飽くまでも電子基準点体系で測量しているため、仮に電子基準点に準拠していない基本三角点を使用し、制限値内に収まっていたとしても、それは偶然に一致しているともいえ、精度の担保にはならないと考えられ、消極に解します。

以上